

開示実施手数料算定基準

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 用紙に出力したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円
	ハ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ニ 1 のニに該当する光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ホ 1 のホに該当する光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
備考 1 の項ロ又はハ、2 の項ロ若しくはハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		